

第五章 参考資料

1. 自動車分解整備事業者の遵守事項について

自動車分解整備事業者の遵守事項について

四国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

● 自動車分解整備事業者の遵守事項



四国運輸局

自動車分解整備事業者は、自動車の分解整備を実施する場合、保安基準に適合させる等自動車の安全な運行を確保する上において重要な責務を負っています。道路運送車両法には、自動車分解整備事業者の事業体制の適正化を確保するため、次の遵守事項が設けられています。

- ・公衆の見易いように標識を掲げなければならない(第89条)
- ・分解整備に係る部分が、保安基準に適合するようにしなければならない。(第90条)
- ・分解整備記録簿を備え、記載し、その写しを使用者に交付し、かつ記載の日から2年間保存しなければならない。(第91条)
- ・認証基準に適合するように設備を維持しなければならない(第91条の2)

● 自動車分解整備事業者の遵守事項

自動車分解整備事業者は、道路運送車両法で定められた遵守事項以外に、国土交通省令(道路運送車両法施行規則第62条の2の2)で定められた事項を遵守する必要があります。(第91条の3)

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

①点検整備料金の掲示

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。

②概算見積書の交付

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付すること。

③過剰請求の禁止

依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

④不正改造の禁止

道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。

● 自動車分解整備事業者の遵守事項

道路運送車両法施行規則 第62条の2の2(抜粋)

⑤整備主任者の選任

事業場ごとに、当該事業場において分解整備に従事する従業員であつて1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者のうち少なくとも1人に分解整備及び法第91条の分解整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

⑥整備主任者研修の受講

運輸監理部長又は運輸支局長から整備主任者に対し研修を行う旨の通知を受けたときは、整備主任者に当該研修を受けさせること。

⑦フロン類の大気放出の禁止

エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充てんされているフロン類(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に規定するフロン類をいう。)を大気中に放出しないこと。

⑧共謀・教唆の禁止

他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けられないこと。

検査不合格時のお願い

検査当日16時までには合格できなかった場合は、その日のうちに継続窓口で限定自動車検査証の交付を受けて下さい。

また、初回の入場を含めて3回までに検査合格できなかった場合も、継続窓口で限定自動車検査証の交付を受けた上で、4回目の入場を行って下さい。

(ただし、検査不合格になった日に限定自動車検査証の交付を受けることができなかった場合は、不合格となった日を含めて15日以内であれば、限定自動車検査証の交付を受けることができます。)

限定自動車検査証の交付について

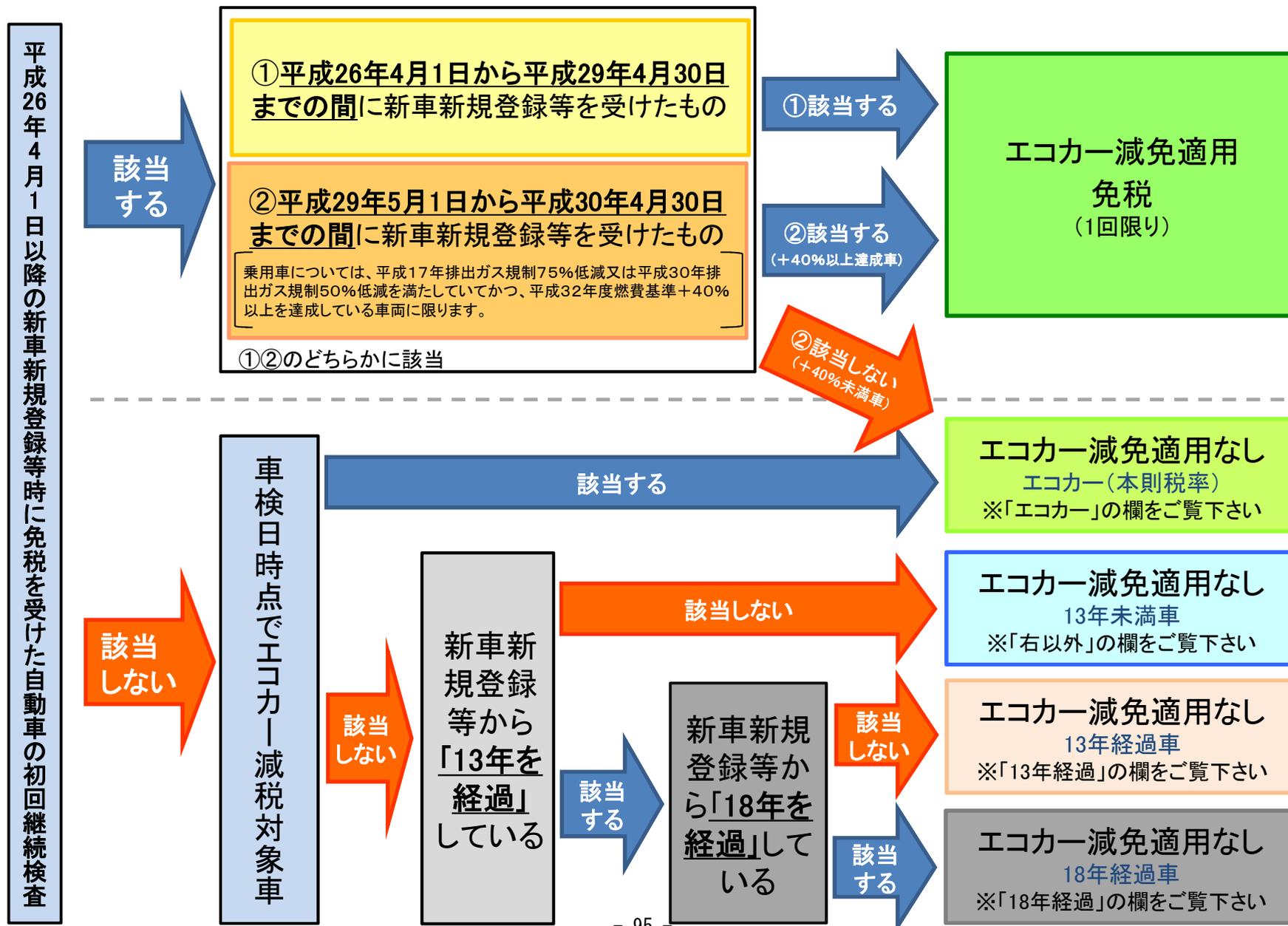
- ・限定自動車検査証の交付を受けるためには、OCRシートが必要です。
- ・自動車の長さ・幅・高さ等が自動車検査証等と異なる場合は、限定自動車検査証の交付を受けることができませんので、もう1度全ての検査を受ける必要があります。
- ・限定自動車検査証の有効期間は、検査不合格となった日を含めて15日です。
- ・限定自動車検査証の有効期間内であっても、自動車検査証の有効期間を経過した場合は、臨時運行許可番号標の交付を受けて運行して下さい。

限定自動車検査証による再検査時の留意事項

- ・予約は不要です。
- ・自動車検査票を新たに作成し、自動車検査登録印紙400円、自動車審査証紙900円を貼付して下さい。
- ・受付を済ませた上で、車検場へ入場して下さい。
- ・検査は再検箇所のみとなります。
(再検箇所に関連する装置は、再度検査を行います。)
- ・OCRシートが新たに必要になります。
- ・後日検査を受けることで、自賠責保険期間が不足する場合がありますので、注意して下さい。
- ・限定自動車検査証の有効期間を経過した場合、限定自動車検査証の交付を受けていない場合は、もう1度全ての検査を受けることになります。

平成29年度税制改正に伴う自動車重量税の税額の基本的な考え方(フローチャート) その2

○平成29年5月1日から平成30年4月30日までに継続検査、中古車の新規登録等を行う場合

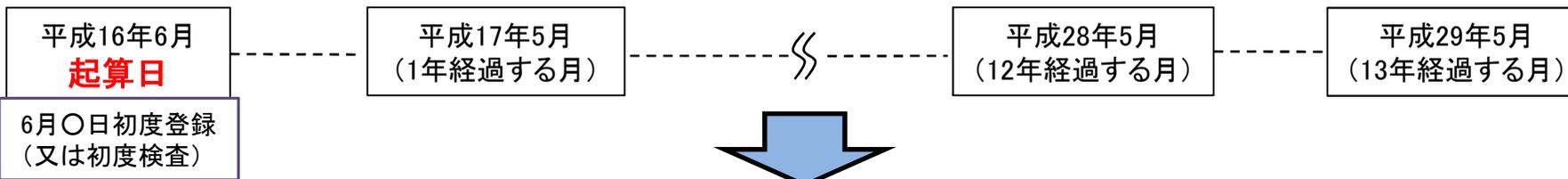


新車新規登録等から13・18年経過する自動車の経過年数の考え方(参考)

① 登録自動車及び小型二輪車の場合

原則として、初度登録年月(小型二輪車の場合は初度検査年月)から12年11ヶ月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「13年経過」となります。(租税特別措置法:第九十条の十一の二、第九十条の十一の三)

例:平成16年6月に初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)を受けた自動車の場合

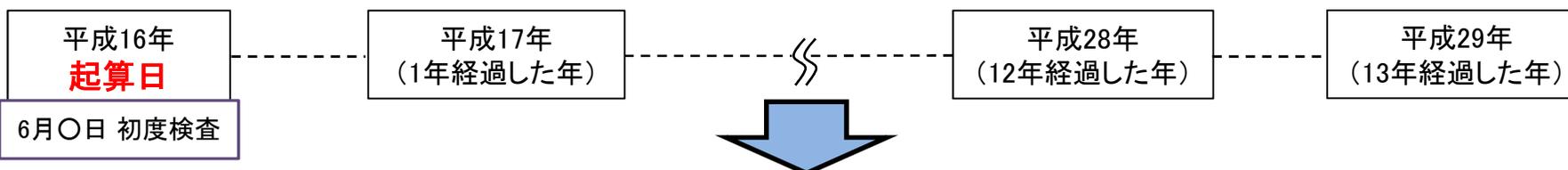


平成16年6月に初度登録(又は初度検査)を受けた自動車の適用日は、平成29年5月1日からです。初度登録(小型二輪車の場合は初度検査)の際に自動車検査証の交付を受けた「日」に関係なく、**当該交付年月から13年経過する月の1日以後に受ける検査**から適用されます。

② 検査対象軽自動車(二輪を除く)の場合

原則として、初度検査年から13年を経過した年の12月以後に自動車検査証の交付等を受ける場合、「13年経過」となります。(租税特別措置法施行令:第五十一条の三)

例:平成16年に初度検査を受けた自動車の場合



平成16年に初度検査を受けた自動車の適用日は、平成29年12月1日からです。初度検査の際に自動車検査証の交付を受けた「月日」に関係なく、**当該交付年から13年経過した年の12月1日以後に受ける検査**から適用されます。

※「18年経過」の考え方も同様。

※ 離島に使用の本拠の位置を有する自動車については、①にあつては13年(18年)を経過する月の前月から、②にあつては13年(18年)を経過した年の11月から適用されます。

平成29年5月1日からの自動車重量税の税額表

<継続検査等時における自動車重量税の税額>

※ 新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時も免税。ただし、平成29年5月1日以降新車新規登録等した乗用車については、免税要件を満たし、かつ平成32年度燃費基準+40%以上を達成している車両のみ初回継続検査時も免税となります。

※ 継続検査日においてエコカー減税の対象となる車両については、継続検査時に納付すべき税額が本則税率となります。

1. 乗用車

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	2年自家用						1年自家用						1年事業用					
	エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし				
		エコカー (本則税率)	エコカー以外					エコカー (本則税率)	エコカー以外					エコカー (本則税率)	エコカー以外			
			右以外	13年経過		18年経過			右以外	13年経過		18年経過			右以外	13年経過	18年経過	
0.5ト以下	免税	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,400	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800	
~1		10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		5,000	8,200	10,800	11,400	12,600		5,000	5,200	5,400	5,600	
~1.5		15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		7,500	12,300	16,200	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400	
~2	免税	20,000	32,800	43,200	45,600	50,400	免税	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200	免税	10,000	10,400	10,800	11,200	
~2.5		25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		12,500	20,500	27,000	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000	
~3		30,000	49,200	64,800	68,400	75,600		15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800	

2. 特種用途車

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	2年自家用						1年自家用						2年事業用				1年事業用							
	エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし				エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					
		エコカー (本則税率)	エコカー以外					エコカー (本則税率)	エコカー以外					エコカー (本則税率)	エコカー以外				エコカー (本則税率)	エコカー以外				
			右以外	13年経過		18年経過			右以外	13年経過		18年経過			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過		
1ト以下	免税	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600	免税	2,500	4,100	5,400	5,700	6,300	免税	5,000	5,200	5,400	5,600	免税	2,500	2,600	2,700	2,800		
~2		10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		5,000	8,200	10,800	11,400	12,600		10,000	10,400	10,800	11,200		5,000	5,200	5,400	5,600		
~3		15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		7,500	12,300	16,200	17,100	18,900		15,000	15,600	16,200	16,800		7,500	7,800	8,100	8,400		
~4		20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		20,000	20,800	21,600	22,400		10,000	10,400	10,800	11,200		
~5		25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		12,500	20,500	27,000	28,500	31,500		25,000	26,000	27,000	28,000		12,500	13,000	13,500	14,000		
~6		30,000	49,200	64,800	68,400	75,600		15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		30,000	31,200	32,400	33,600		15,000	15,600	16,200	16,800		
~7		35,000	57,400	75,600	79,800	88,200		17,500	28,700	37,800	39,900	44,100		35,000	36,400	37,800	39,200		17,500	18,200	18,900	19,600		
~8		40,000	65,600	86,400	91,200	100,800		20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		40,000	41,600	43,200	44,800		20,000	20,800	21,600	22,400		
~9		45,000	73,800	97,200	102,600	113,400		22,500	36,900	48,600	51,300	56,700		45,000	46,800	48,600	50,400		22,500	23,400	24,300	25,200		
~10		50,000	82,000	108,000	114,000	126,000		25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		50,000	52,000	54,000	56,000		25,000	26,000	27,000	28,000		
~11		55,000	90,200	118,800	125,400	138,600		27,500	45,100	59,400	62,700	69,300		55,000	57,200	59,400	61,600		27,500	28,600	29,700	30,800		
~12		60,000	98,400	129,600	136,800	151,200		30,000	49,200	64,800	68,400	75,600		60,000	62,400	64,800	67,200		30,000	31,200	32,400	33,600		
~13	免税	65,000	106,600	140,400	148,200	163,800	免税	32,500	53,300	70,200	74,100	81,900	免税	65,000	67,600	70,200	72,800	免税	32,500	33,800	35,100	36,400		
~14		70,000	114,800	151,200	159,600	176,400		35,000	57,400	75,600	79,800	88,200		70,000	72,800	75,600	78,400		35,000	36,400	37,800	39,200		
~15		75,000	123,000	162,000	171,000	189,000		37,500	61,500	81,000	85,500	94,500		75,000	78,000	81,000	84,000		37,500	39,000	40,500	42,000		
~16		80,000	131,200	172,800	182,400	201,600		40,000	65,600	86,400	91,200	100,800		80,000	83,200	86,400	89,600		40,000	41,600	43,200	44,800		
~17		85,000	139,400	183,600	193,800	214,200		42,500	69,700	91,800	96,900	107,100		85,000	88,400	91,800	95,200		42,500	44,200	45,900	47,600		
~18		90,000	147,600	194,400	205,200	226,800		45,000	73,800	97,200	102,600	113,400		90,000	93,600	97,200	100,800		45,000	46,800	48,600	50,400		
~19		95,000	155,800	205,200	216,600	239,400		47,500	77,900	102,600	108,300	119,700		95,000	98,800	102,600	106,400		47,500	49,400	51,300	53,200		
~20		100,000	164,000	216,000	228,000	252,000		50,000	82,000	108,000	114,000	126,000		100,000	104,000	108,000	112,000		50,000	52,000	54,000	56,000		
~21		105,000	172,200	228,000	239,400	264,600		52,500	86,100	113,400	119,700	132,300		105,000	109,200	113,400	117,600		52,500	54,600	56,700	58,800		
~22		110,000	180,400	237,600	250,800	277,200		55,000	90,200	118,800	125,400	138,600		110,000	114,400	118,800	123,200		55,000	57,200	59,400	61,600		
~23		115,000	188,600	248,400	262,200	289,800		57,500	94,300	124,200	131,100	144,900		115,000	119,600	124,200	128,800		57,500	59,800	62,100	64,400		
~24		120,000	196,800	259,200	273,600	302,400		60,000	98,400	129,600	136,800	151,200		120,000	124,800	129,600	134,400		60,000	62,400	64,800	67,200		
~25		125,000	205,000	270,000	285,000	315,000		62,500	102,500	135,000	142,500	157,500		125,000	130,000	135,000	140,000		62,500	65,000	67,500	70,000		

3. トラック(車両総重量8トン未満)

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	1年自家用						1年事業用					
	エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし					エコカー減税適用 (本則税率から軽減)	エコカー減税適用なし				
		エコカー (本則税率)	エコカー以外					エコカー (本則税率)	エコカー以外			
			右以外	13年経過		18年経過			右以外	13年経過	18年経過	
1ト以下	免税	2,500	3,300	3,900	4,100	4,400	免税	2,500	2,600	2,700	2,800	
~2		5,000	6,600	7,800	8,200	8,800		5,000	5,200	5,400	5,600	
~2.5		7,500	9,900	11,700	12,300	13,200		7,500	7,800	8,100	8,400	
~3		7,500	12,300	16,200	17,100	18,900		7,500	7,800	8,100	8,400	
~4	免税	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200	免税	10,000	10,400	10,800	11,200	
~5		12,500	20,500	27,000	28,500	31,500		12,500	13,000	13,500	14,000	
~6		15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		15,000	15,600	16,200	16,800	
~7		17,500	28,700	37,800	39,900	44,100		17,500	18,200	18,900	19,600	
~8		20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		20,000	20,800	21,600	22,400	

平成29年5月1日からの自動車重量税の税額表

<継続検査等時における自動車重量税税額>

※ 新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時でも免税。ただし、平成29年5月1日以降新車新規登録等した乗用車については、免税要件を満たし、かつ平成32年度燃費基準+40%以上を達成している車両のみ初回継続検査時でも免税となります。

※ 継続検査日においてエコカー減税の対象となる車両については、継続検査時に納付すべき税額が本則税率となります。

4. バス、トラック(トラックは車両総重量8トンから適用)

(表中の税額単位:円)

区分 車両 総重量	1年自家用						1年事業用				
	エコカー減適用 (本則税率から軽減)	エコカー減適用なし					エコカー減適用 (本則税率から軽減)	エコカー減適用なし			
		エコカー (本則税率)	右以外	エコカー以外		18年経過		エコカー (本則税率)	右以外	エコカー以外	
				13年経過						13年経過	18年経過
免税			H28.3.31まで	H28.4.1以後		免税					
1トン以下	免税	2,500	4,100	5,400	5,700	6,300	免税	2,500	2,600	2,700	2,800
~2	免税	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600	免税	5,000	5,200	5,400	5,600
~3	免税	7,500	12,300	16,200	17,100	18,900	免税	7,500	7,800	8,100	8,400
~4	免税	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200	免税	10,000	10,400	10,800	11,200
~5	免税	12,500	20,500	27,000	28,500	31,500	免税	12,500	13,000	13,500	14,000
~6	免税	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800	免税	15,000	15,600	16,200	16,800
~7	免税	17,500	28,700	37,800	39,900	44,100	免税	17,500	18,200	18,900	19,600
~8	免税	20,000	32,800	43,200	45,600	50,400	免税	20,000	20,800	21,600	22,400
~9	免税	22,500	36,900	48,600	51,300	56,700	免税	22,500	23,400	24,300	25,200
~10	免税	25,000	41,000	54,000	57,000	63,000	免税	25,000	26,000	27,000	28,000
~11	免税	27,500	45,100	59,400	62,700	69,300	免税	27,500	28,600	29,700	30,800
~12	免税	30,000	49,200	64,800	68,400	75,600	免税	30,000	31,200	32,400	33,600
~13	免税	32,500	53,300	70,200	74,100	81,900	免税	32,500	33,800	35,100	36,400
~14	免税	35,000	57,400	75,600	79,800	88,200	免税	35,000	36,400	37,800	39,200
~15	免税	37,500	61,500	81,000	85,500	94,500	免税	37,500	39,000	40,500	42,000
~16	免税	40,000	65,600	86,400	91,200	100,800	免税	40,000	41,600	43,200	44,800
~17	免税	42,500	69,700	91,800	96,900	107,100	免税	42,500	44,200	45,900	47,600
~18	免税	45,000	73,800	97,200	102,600	113,400	免税	45,000	46,800	48,600	50,400
~19	免税	47,500	77,900	102,600	108,300	119,700	免税	47,500	49,400	51,300	53,200
~20	免税	50,000	82,000	108,000	114,000	126,000	免税	50,000	52,000	54,000	56,000
~21	免税	52,500	86,100	113,400	119,700	132,300	免税	52,500	54,600	56,700	58,800
~22	免税	55,000	90,200	118,800	125,400	138,600	免税	55,000	57,200	59,400	61,600
~23	免税	57,500	94,300	124,200	131,100	144,900	免税	57,500	59,800	62,100	64,400
~24	免税	60,000	98,400	129,600	136,800	151,200	免税	60,000	62,400	64,800	67,200
~25	免税	62,500	102,500	135,000	142,500	157,500	免税	62,500	65,000	67,500	70,000
~26	免税	65,000	106,600	140,400	148,200	163,800	免税	65,000	67,600	70,200	72,800
~27	免税	67,500	110,700	145,800	153,900	170,100	免税	67,500	70,200	72,900	75,600
~28	免税	70,000	114,800	151,200	159,600	176,400	免税	70,000	72,800	75,600	78,400
~29	免税	72,500	118,900	156,600	165,300	182,700	免税	72,500	75,400	78,300	81,200
~30	免税	75,000	123,000	162,000	171,000	189,000	免税	75,000	78,000	81,000	84,000

5. 検査対象軽自動車(二輪を除く)

(表中の税額単位:円)

	2年自家用					2年事業用					
	エコカー減適用 (本則税率から軽減)	エコカー減適用なし				エコカー減適用 (本則税率から軽減)	エコカー減適用なし				
		エコカー (本則税率)	右以外	エコカー以外			18年経過	エコカー (本則税率)	右以外	13年経過	18年経過
				13年経過							
免税			H28.3.31まで	H28.4.1以後		免税					
	免税	5,000	6,600	7,800	8,200	8,800	免税	5,000	5,200	5,400	5,600

6. 小型二輪車

(表中の税額単位:円)

	2年自家用				1年自家用			2年事業用			
	右以外	13年経過		18年経過	右以外	13年経過		18年経過	右以外	13年経過	18年経過
		H28.3.31まで				H28.4.1以後					
	3,800	4,400	4,600	5,000	1,900	2,200	2,300	2,500	3,000	3,200	3,400

} エコカー減税対象外



平成29年6月8日版

- 中小企業等経営強化法 - 経営力向上計画 策定の手引き

目次

1. 経営力向上計画の概要

- (1) 制度の概要・・・P.1
- (2) 制度利用のポイント・・・P.1
- (3) 制度活用の流れ・・・P.2
- (4) 中小企業者等の範囲・・・P.3

2. 手続き方法

- (1) 経営力向上計画の策定・P.3
申請様式の記載方法
- (2) 経営力向上計画の申請・P.6
- (3) 変更申請・・・P.7

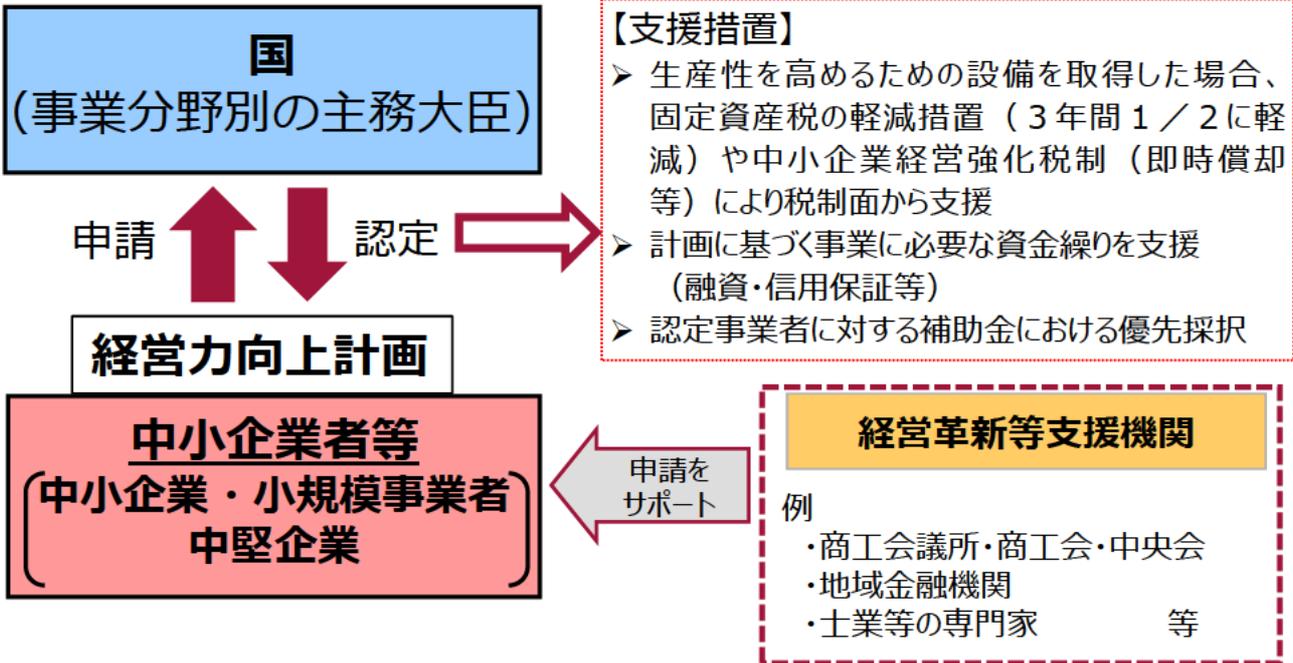
3. ホームページ・問い合わせ先・・・P.8

1. 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】 申請書様式は2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】 計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や土業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント3】 計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）をご用意

○税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。

○金融支援・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

※支援措置について、詳しくは別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧ください。

1. 経営力向上計画の概要

(3) 制度活用の流れ

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

税制措置を受けたい場合

- 適用対象者の要件（資本金1億円以下など）や手続き等を確認して下さい。
- 税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経産局確認書等が必要です。

金融支援を受けたい場合

- 適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- 金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。

→各支援措置の要件や適用手続きについては、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご確認下さい。

2. 経営力向上計画の策定

- ① 「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認
<https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>
- ② 事業分野に対応する事業分野別指針を確認
 - 「事業分野別指針」が策定されている事業分野（業種）については、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります。
 - 「事業分野別指針」が策定されていない事業分野については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定してください。
 - 「事業分野別指針」「基本方針」は以下のURLからダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>
- ③ 事業分野別指針（または基本方針）を踏まえて経営力向上計画の策定（記載方法はP. 3～）

3. 経営力向上計画の申請・認定

- ① 各事業分野の主務大臣に計画申請書（必要書類を添付）を提出（申請先はP. 6）
- ② 認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約30日かかります。複数省庁にまたがる場合は約45日）

4. 経営力向上計画の開始、取組の実行

- 税制措置・金融支援を受け、経営力向上のための取組を実行

2. 手続き方法 (1) 経営力向上計画の策定

(4) 中小企業者等の範囲

○認定を受けられる「中小企業者等」の定義（中小企業等経営強化法第2条第2項）

		<ul style="list-style-type: none"> 会社または個人事業主 医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等） 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人 特定非営利活動法人
資本金	右欄の上下どちらかで判断	10億円以下	
従業員数		2,000人以下	2,000人以下

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合についても、経営力向上計画の認定を受けることができます。

(注) 税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なりますので、支援措置を検討される場合は、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」を必ずご確認ください。

申請様式の記載方法

経営力向上計画申請書の入手方法

➤ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

様式第1

経営力向上計画に係る認定申請書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代 表 者 の 氏 名 印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができます。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第3項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

- <宛名>は、経営力向上計画の事業分野（業種）を所管する大臣です。
- ただし、所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長になります。
- 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。
- **業を所管する省庁が複数ある場合は連名としてください。**

- <申請者名>は、氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

- 認定申請書の提出の際に、(備考)及び(記載要領)は必要ありません。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

(別紙)
経営力向上計画

1 名称等
 事業者の氏名又は名称 株式会社METI
 代表者名(事業者が法人の場合) 代表取締役 中小 太郎
 資本金又は出資の額 2000万円
 常時使用する従業員の数 100人
 法人番号 XXXXXXXXXX

2 事業分野と事業分野別指針名 **注意**
 事業分野 24 金属製品製造業
 2451 アルミニウム・同合金ブレス製品製造業
 器・複合部品製造業
 事業分野別指針名 製造業に係る経営力向上に関する指針

3 実施時期 **注意**
 平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月

4 現状認識

① 自社の事業概要	金属板の板金加工業及びそれを用いた機械装置組み立てを行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。
② 自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	従来は板金パーツの加工のみに専念する企業であったが、付加価値向上のため機械装置組み立て業へ事業をシフトし、機械設計の受注拡大に取り組んでいる。主要顧客は大手部品メーカーのA社を中心に30社程度あり、機械設計の需要増加に伴い取引先数も増えている。当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力である。弱みは、現場を任せることができる若手職員が定着しないことから、熟練工から中堅職員への技能継承が進んでいない点である。競合は板金加工業者のB社であり、当社に比べ品質は劣るものの低価格・短納期での製造を行っている。
③ 自社の経営状況	売上は27年度5,300,000千円、28年度5,420,000千円と増加している一方で営業利益については27年度85,000千円、28年度80,000千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず、一部工程について主要取引先の要望に対応できていないこと、②熟練工員が定年退職を迎えており適切な工程設計ができる人員が減っていること、③多台持ちができる若手工員が少なく多台持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由があげられる。以上から、労働生産性((営業利益+人件費+減価償却費)/労働者数)が低くなっていると考えられる。

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状(数値)	B 計画終了時の目標(数値)	伸び率((B-A)/A)(%)
労働生産性	6,930千円	7,000千円	1%

<1 名称等>

- 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号(13桁)が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

<2 事業分野と事業分野別指針名>

- 「事業分野」欄は、計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類と細分類コードと項目名を記載して下さい。複数の分野にまたがる計画の場合、列記して下さい。
- 「事業分野別指針名」欄は、計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。事業分野別指針が定められていない場合には空欄としてください。

<3 実施時期>

- 計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、③5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載して下さい。
- 計画の遡及申請は2ヶ月を限度とします。(8. 経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。)

<4 現状認識>

- ①欄は、自社の事業等について記載して下さい。また、事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取組内容や取組の数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを明記して下さい。
- ②欄は、顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載して下さい。
- ③欄は、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載して下さい。上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。

<5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標>

- 事業分野別指針を基に、指標の種類を選び、経営力向上計画の実施期間に応じた伸び率を記載して下さい。
- 基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載して下さい。

【指標の計算について】

労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間)

- なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますのでご留意下さい。
- 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

2. 手続き方法 ①経営力向上計画の策定

(2) 申請様式の記載方法

6 経営力向上の内容	
事業分野別指針の該当箇所	実施事項 (具体的な取組を記載)
ア ハ(2)	【暗黙知の形式知化】定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し、技術・加工の指導を行う。また、熟練工員の技能を反映した業務マニュアルを作成、暗黙知を形式知化し工程設計の担当者に共有する。さらに生産管理に知見のある技術者を中途採用し、工程設計の担当者と同様にノウハウを共有し技術の早期承継を図る。
イ イ(1)	【多能工化及び機械の多台持ちの推進】地域の高専・専門学校向けの説明会や、インターンシップの受け入れを積極的に行う。また、商工会議所等の支援機関が行う、新入社員向けの基礎研修や入社後のフォローアップ研修等、外部機関の研修も積極的に活用し、人手不足の解消と人材の定着を図る。新人教育担当の職員として、現在多台持ちで作業を行う中堅職員を教育担当として配属し、自分の作業の教育・引き継ぎを行う事で多台持ちの推進を図る。
ウ ホ(1)	【設備投資】主要取引先A社と共同で新規商品開発を行い、A社の助言の基、生産体制を構築するための生産ラインの合理化と設備の更新を行う。これに伴い、現在保有しているパンチングマシンのうち旧機種(一機種3台)をパンチ・レーザ複合マシンへ(一機種2台)と更新する。この機械は、旧機種では対応できなかった成形等の後工程についても対応可能であるため、工程が統合でき、時間あたり生産性が向上する。また、生産管理システムを導入して各製造設備と連動させる。さらに検査工程の自動化のために導入する検査装置とも連動させることで、生産ライン全体を一元管理する。生産ラインのネットワーク化は当社が初めて行う取組であり、新事業活動に該当する。

<6 経営力向上の内容>

- 「事業分野別指針の該当箇所」欄は、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載する必要はありません。
- 「実施事項」欄は、経営力向上のために取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。
- 「新事業活動への該当」欄は、新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供など)となる取組に該当する場合には○を付けてください。

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
ア・イ	技術指導員人件費・採用費用	自己資金	10,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	25,000

<7 経営力向上計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法>

- 「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号(ア～エ)を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

8 経営力向上設備等の種類

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1	ウ H29.5	国・国A・国B	パンチ・レーザ複合マシン/METI001	●●県××市
2	ウ H29.8	国・国A・国B	生産管理システム/SME002	●●県××市
3	ウ H29.10	国・国A・国B	検査装置/SME003	●●県××市

設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)	証明書等の文書番号等
1 機械装置	5,000	2	10,000	123456
2 ソフトウェア	5,000	1	5,000	20170523 中生投第○号
3 器具備品	10,000	1	10,000	20170523 中生投第○号

設備等の種類別小計	設備等の種類	数量	金額(千円)
	機械装置	2	10,000
	器具備品	1	10,000
	工具	0	0
	建物附属設備	0	0
ソフトウェア	1	5,000	
合計		4	25,000

<8 経営力向上設備等の種類>

- 税制措置を活用する場合、この欄に記載します。
- 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「利用を想定している支援措置」欄には、想定している措置(固定資産税特例、国税A類型、国税B類型)に○を付けて下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地(都道府県名・市区町村名)を記載して下さい。
- ※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。

- 各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。
- 「設備等の種類」欄には、各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「証明書等の文書番号等」欄には、添付する①工業会等の証明書の整理番号や、②経済産業局の確認書の文書番号を記載して下さい。
- ※ ①②両方を添付している場合は、両方の番号を記載して下さい(固定資産税特例と国税B類型の利用を想定している場合)。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。

2. 手続き方法 ②経営力向上計画の申請

申請書類

- ① 申請書（原本）
- ② 申請書（写し）
- ③ チェックシート
- ④ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）

税制措置を受ける場合

1. 固定資産税の軽減措置（※）・経営強化税制A類型の税制措置
上記①～④に加え以下の書類
⑤工業会等による証明書（写し）
※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑥⑦も必要です。
⑥リース見積書（写し）
⑦リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）
2. 経営強化税制B類型の税制措置
上記①～④に加え以下の書類
⑧投資計画の確認申請書（写し）
⑨経済産業局の確認書（写し）

事業分野と申請先

事業分野ごとの申請先については、以下のURLをご確認ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170407jiigyouteisyutu.pdf>
（中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 事業分野と提出先）

申請方法

申請方法は、上記の窓口への提出、郵送が可能です。
また、経済産業省が窓口の場合は、電子申請が可能です。
電子申請を活用される方は、下記URLをご確認ください。

<http://qq1q.biz/uRiM>

※電子申請については、申請書に不備がない場合、受理から概ね25日以内（複数の省庁の所管にまたがる場合は40日以内）に認定されます。

2. 手続き方法 ③変更申請

変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第13条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

経営力向上計画変更認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>



2. 手続き方法 ④変更申請提出書類

申請書類

- ① 変更申請書（原本）
- ② 経営力向上計画（変更後）
（認定を受けた経営力向上計画を修正する形でご作成ください。変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください（記載例参照））
- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧経営力向上計画認定書の写し
- ⑤ 旧経営力向上計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
（変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください（記載例参照））
- ⑥ 申請書等（①～②）の写し
- ⑦ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）
- ⑧ 変更申請用チェックシート

税制措置を受ける場合

1. 固定資産税の軽減措置（※）・経営強化税制A類型の税制措置

上記①～⑧に加え以下の書類

⑨工業会等による証明書（写し）

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑩⑪も必要です。

⑩リース見積書（写し）

⑪リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）

2. 経営強化税制B類型の税制措置

上記①～⑧に加え以下の書類

⑫投資計画の確認申請書（写し）

⑬経済産業局の確認書（写し）

3. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

経営強化法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

（中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援）

<問い合わせ先>

○経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口）

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業庁 事業環境部 財務課

TEL: 03-3501-5808（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

5. 自動車整備事業の認証、優良、指定等に係る集計結果【全国 平成28年度】

1. 自動車分解整備事業関係(平成28年度)

1-1 認証

運輸局等	前年度末工場数	新規認証数	廃止届出数	認証取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳					変更届出数
						普通	普通・小型	普通・軽	小型	軽	
北海道	4,203	66	58	5	4,206	208	3,836	12	149	1	738
東北	8,663	105	87	2	8,679	111	8,094	172	283	19	1,003
関東	24,461	300	342	5	24,414	320	22,216	276	1,569	33	2,048
北陸信越	6,326	80	68	0	6,338	103	5,851	160	215	9	636
中部	13,091	173	194	0	13,070	146	12,344	1	531	48	1,902
近畿	12,589	170	193	7	12,559	123	11,470	183	714	69	1,114
中国	6,243	85	92	0	6,236	98	5,298	514	299	27	336
四国	4,314	47	58	0	4,303	22	3,972	1	297	11	415
九州	11,165	102	142	9	11,116	169	9,988	224	690	45	1,117
沖縄	1,101	31	11	0	1,121	17	832	197	70	5	141
全国	92,156	1,159	1,245	28	92,042	1,317	83,901	1,740	4,817	267	9,450

1-2 整備主任者

運輸局等	前年度末現在数	新規選任数	辞任数	今年度末現在数	変更届出数
北海道	11,206	1,634	1,641	11,199	296
東北	19,827	2,869	2,803	19,893	7
関東	58,936	9,244	9,028	59,152	10,781
北陸信越	16,415	2,105	2,115	16,405	1,741
中部	31,150	4,820	4,708	31,262	3,604
近畿	30,512	4,468	4,420	30,560	5,301
中国	17,047	2,429	2,470	17,006	419
四国	8,618	954	946	8,626	1,235
九州	24,922	2,032	2,104	24,850	2,806
沖縄	2,368	310	280	2,398	61
全国計	221,001	30,865	30,515	221,351	26,251

(注) 新規選任数には、整備主任者を増員した場合及び事業者自ら整備主任者となる場合も含む。

1-3 監査及び処分

運輸局等	監査件数	聴聞件数	処分件数			
			取消 ()	事業停止	改善命令	文書警告
北海道	48	6	5 (5)	0	0	9
東北	57	2	2 (2)	2	0	22
関東	910	6	5 (1)	0	0	0
北陸信越	41	1	0 (0)	1	0	10
中部	145	20	0 (0)	3	0	56
近畿	136	12	7 (6)	0	0	31
中国	93	0	0 (0)	0	0	27
四国	16	0	0 (0)	0	0	16
九州	48	9	9 (8)	3	0	40
沖縄	37	2	0 (0)	1	0	7
全国計	1,531	58	28 (22)	10	0	218

(注) 取消欄の()には、所在不明による取り消し件数を内数で計上した。

2. 指定自動車整備事業関係(平成28年度)

2-1 指定

運輸局等	前年度末工場数	新規指定工場数				廃止届出数	指定取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳										変更届出数	申請手数料納付額(千円)
		うち、工員数が4人の工場数							業務範囲の限定				特定指定工場		兼任検査員のみ の事業場	協同組合	協業組合	農協		
		()	()	()	()				ガソリン限	ジーゼル限	軽油除	ガソリン除	一部共用	全部共用						
北海道	1,820	20	(5)	4	(1)	15	0	1,825	26	8	16	7	388	97	0	15	3	53	583	580.0
東北	2,782	37	(9)	10	(1)	24	0	2,795	20	3	24	1	338	124	0	5	39	24	546	1073.0
関東	6,930	120	(33)	32	(7)	92	1	6,957	198	38	292	14	89	168	1	30	43	38	1,140	3480.0
北陸信越	1,946	57	(25)	14	(5)	41	0	1,962	16	1	16	0	38	7	0	5	46	60	705	1653.0
中部	4,550	86	(35)	35	(5)	77	0	4,559	20	0	169	1	94	125	13	21	30	46	823	2494.0
近畿	4,057	98	(40)	39	(11)	80	2	4,073	135	2	169	1	202	74	4	21	24	10	689	2842.0
中国	2,419	47	(15)	25	(3)	39	1	2,426	105	4	0	0	110	107	2	9	19	35	981	1363.0
四国	1,504	29	(17)	15	(6)	32	0	1,501	14	1	42	1	37	38	15	9	14	11	262	841.0
九州	3,482	72	(33)	30	(12)	54	1	3,499	37	1	118	0	205	60	1	12	61	55	693	2088.0
沖縄	373	18	(10)	6	(1)	11	0	380	2	0	12	0	3	3	0	0	3	1	103	522.0
全国計	29,863	584	(222)	210	(52)	465	5	29,977	573	58	858	25	1,504	803	36	127	282	333	6,525	16936.0

- (注) 1. 新規指定数欄の()は、廃止新規件数を内数で計上した。
 2. 「指定取消数」には、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われたものを含む。
 3. 業務範囲の限定等の欄において、「ガソリン限」とはガソリン自動車のみを行う事業場、「ジーゼル限」とはジーゼル自動車のみを行う事業場を示し、「ガソリン除」とはガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く業務を行う事業場、「軽油除」とは、軽油を燃料とする自動車を除く業務を行う事業場を示す。
 4. 特定指定工場のうち、「一部共用」とは、検査機器等の一部を他の指定工場等と共用している事業場を、「全部共用」とは全ての検査機器等を他の指定工場等と共用している事業場をいう。
 5. 「今年度末工場数の内訳」の「兼任検査員のみ事業場」欄は、同一事業者の事業場であって、他の事業場の自動車検査員が兼務している事業場数(当該事業場専任の検査員が1人でもいる事業場を除く。)

2-2 自動車検査員

運輸局等	前年度末現在数	新規選任数	辞任数	今年度末現在数		変更届出数
				()	うち、兼任検査員数	
北海道	5,704	921	925	5,700	(37)	1,159
東北	8,923	1,509	1,427	9,005	(13)	4
関東	22,496	4,274	3,969	22,801	(15)	18
北陸信越	6,079	1,002	832	6,249	(19)	1,209
中部	14,718	2,635	2,459	14,894	(133)	2,967
近畿	11,849	2,221	1,902	12,168	(169)	2,526
中国	8,049	1,402	1,337	8,114	(176)	112
四国	4,298	583	571	4,310	(121)	663
九州	10,045	1,263	1,077	10,231	(165)	1,616
沖縄	976	201	181	996	(2)	35
全国計	93,137	16,011	14,680	94,468	(850)	10,309

(注) 今期末現在数の()は、検査員のうち兼任に係る検査員数を内数で計上した。

2-3 監査及び処分

運輸局	監査件数	聴聞件数	処分件数					
			取消 ()	交付の停止	是正命令	文書警告	検査員解任命令	
北海道	1,746	1	0	(0)	1	0	13	1
東北	2,465	5	0	(0)	5	0	7	1
関東	2,284	8	1	(0)	7	0	9	4
北陸信越	925	0	0	(0)	0	0	9	0
中部	1,752	12	0	(0)	12	0	26	3
近畿	4,289	9	2	(0)	7	0	7	4
中国	2,387	2	1	(0)	2	0	14	1
四国	947	3	0	(0)	2	0	22	1
九州	1,603	10	1	(0)	9	0	37	3
沖縄	416	5	0	(0)	5	0	5	1
全国計	18,814	55	5	(0)	50	0	149	19

(注) 「取消」欄中の()内は、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われた件数(内数)

3. 優良自動車整備事業者認定関係(平成28年度)

3-1 認定

運輸局等	前年度末 工場数	新規認定数									廃止 届出数	認定 取消数	今年度末 工場数	今年度末工場数の内訳							変更 届出数	登録免許税 納付額 (千円)	
		一種	二種 ()	特殊整備工場					一種	二種				特種整備工場									
				車一	車二	電装	原動機	タイヤ						車一	車二	電装	原動機	タイヤ	計				
北海道	206	0	0	()	0	0	0	0	0	0	4	0	202	39	77	51	19	16	0	0	86	2	0.0
東北	264	0	0	()	1	0	0	0	0	0	2	0	263	19	33	67	91	36	0	17	211	2	30.0
関東	697	0	0	()	3	3	0	0	0	0	11	0	692	91	195	106	222	69	0	9	406	17	180.0
北陸信越	230	0	0	()	3	1	0	0	0	0	2	0	232	17	33	89	52	28	0	13	182	5	120.0
中部	470	0	0	()	0	2	0	0	0	0	10	0	462	54	79	128	121	50	0	30	329	9	60.0
近畿	318	0	0	()	0	1	1	0	0	0	5	0	315	36	67	47	112	39	1	13	212	5	60.0
中国	275	0	0	()	1	0	0	0	0	0	3	0	273	39	87	74	42	22	0	9	147	0	30.0
四国	119	0	0	()	0	0	0	0	0	0	2	0	117	30	41	19	19	8	0	0	46	2	0.0
九州	262	0	0	()	0	0	0	0	0	0	8	0	254	45	112	34	34	28	0	1	97	0	0.0
沖縄	10	0	0	()	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	3	4	3	0	0	10	0	0.0
全国	2,851	0	0	()	8	7	1	0	0	0	47	0	2,820	370	724	618	716	299	1	92	1,726	42	480.0

(注) 新規認定数欄の()は、二種整備工場であって、工員数が4人の工場数を記載(内数)。

3-2 監査及び処分

運輸局等	監査件数	聴聞件数	処分件数		
			取消 ()	改善命令	文書警告
北海道	0	0	0	0	0
東北	0	0	0	0	0
関東	0	0	0	0	0
北陸信越	0	0	0	0	0
中部	1	0	0	0	0
近畿	0	0	0	0	0
中国	0	0	0	0	0
四国	0	0	0	0	0
九州	0	0	0	0	0
沖縄	0	0	0	0	0
全国	1	0	0	0	0

(注) 取消欄の()には、所在不明による取り消し件数を内数で計上した。

4. 自動車整備事業者数(平成28年度)

4-1 専業事業者

運輸局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	2,742	50	48	2,744	932	13	7	938	142	0	3	139
東北	6,347	74	73	6,348	1,377	18	8	1,387	171	1	2	170
関東	18,158	203	242	18,119	3,000	27	33	2,994	541	5	8	538
北陸信越	4,475	66	55	4,486	1,063	15	9	1,069	212	4	1	215
中部	9,408	130	163	9,375	2,278	47	57	2,268	328	2	6	324
近畿	9,241	145	159	9,227	2,014	40	39	2,015	293	2	4	291
中国	4,468	60	74	4,454	1,246	19	19	1,246	165	1	1	165
四国	3,482	39	46	3,475	964	9	13	960	93	0	2	91
九州	8,575	78	122	8,531	1,850	19	17	1,852	185	0	5	180
沖縄	907	19	12	914	281	5	1	285	10	0	0	10
計	67,803	864	994	67,673	15,005	212	203	15,014	2,140	15	32	2,123

4-2 ディーラー

運輸局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	297	1	1	297	198	0	1	197	23	0	1	22
東北	269	2	1	270	198	1	2	197	8	0	0	8
関東	657	8	12	653	455	10	12	453	64	0	0	64
北陸信越	296	3	2	297	163	4	1	166	18	0	0	18
中部	210	5	3	212	198	1	3	196	23	0	0	23
近畿	288	3	5	286	242	10	4	248	19	0	0	19
中国	265	2	3	264	194	2	4	192	22	0	1	21
四国	133	2	1	134	107	0	0	107	28	0	0	28
九州	280	1	2	279	216	1	0	217	35	0	2	33
沖縄	22	0	0	22	17	0	0	17	0	0	0	0
計	2,717	27	30	2,714	1,988	29	27	1,990	240	0	4	236

4-3 自家

運輸局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
北海道	222	3	0	225	38	0	0	38	2	0	0	2
東北	341	4	1	344	55	1	2	54	1	0	0	1
関東	619	4	7	616	97	1	0	98	37	0	0	37
北陸信越	167	1	0	168	5	0	0	5	1	0	0	1
中部	339	4	2	341	84	1	2	83	7	0	0	7
近畿	514	4	6	512	104	1	2	103	13	0	0	13
中国	168	1	1	168	30	0	0	30	6	0	0	6
四国	102	2	2	102	24	0	0	24	3	0	0	3
九州	414	2	4	412	63	0	0	63	12	0	0	12
沖縄	58	0	0	58	9	0	0	9	0	0	0	0
計	2,944	25	23	2,946	509	4	6	507	82	0	0	82

6. 自動車整備事業の認証、優良、指定等に係る集計結果【四国 平成28年度】

1. 自動車分解整備事業関係(平成28年度)

1-1 認証

運輸支局等	前年度末工場数	新規認証数	廃止届出数	認証取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳					変更届出数
						普通	普通・小型	普通・軽	小型	軽	
徳島	968	9	10	0	967	6	900	0	57	4	76
香川	1,079	12	11	0	1,080	10	995	1	72	2	85
愛媛	1,489	20	26	0	1,483	3	1,361	0	116	3	141
高知	778	6	11	0	773	3	716	0	52	2	113
					0						
					0						
					0						
					0						
					0						
					0						
管内計	4,314	47	58	0	4,303	22	3,972	1	297	11	415

1-2 整備主任者

運輸支局等	前年度末現在数	新規選任数	辞任数	今年度末現在数	変更届出数
徳島	1,775	174	178	1,771	245
香川	2,349	309	287	2,371	393
愛媛	2,955	362	363	2,954	538
高知	1,539	109	118	1,530	59
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
管内計	8,618	954	946	8,626	1,235

注:新規選任数には、整備主任者の増員及び事業者自ら整備主任者となる場合も含む。

1-3 監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処分件数			
			取消 ()	事業停止	改善命令	文書警告
徳島	5	0	0 ()	0	0	5
香川	5	0	0 ()	0	0	5
愛媛	3	0	0 ()	0	0	3
高知	3	0	0 ()	0	0	3
管内計	16	0	0 ()	0	0	16

注:「取消」欄中の()内は、所在不明による取り消し件数(内数)。

2. 指定自動車整備事業関係業務量報告(平成28年度)

2-1指定

運輸支局等	前年度末工場数	新規指定工場数				廃止届出数	指定取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳										変更届出数	申請手数料納付額(千円)
		うち、工員数が4人の工場数		業務範囲の限定						兼任検査員のみ の事業場	協同組合	協業組合	農協							
		()	()	ガソリン限	ジーゼル限				軽油除					ガソリン除	一部共用	全部共用				
徳島	307	7	(3)	1	()	5	0	309	5	0	8	0	12	15	3	2	2	1	59	203
香川	403	10	(5)	8	(3)	10	0	403	8	1	8	0	21	8	0	5	3	0	61	290
愛媛	540	8	(6)	5	(3)	11	0	537	0	0	19	1	4	7	0	2	7	5	98	232
高知	254	4	(3)	1	()	6	0	252	1	0	7	0	0	8	12	0	2	5	44	116
								0												0
								0												0
								0												0
								0												0
								0												0
管内計	1,504	29	(17)	15	(6)	32	0	1,501	14	1	42	1	37	38	15	9	14	11	262	841

注1:新規指定工場数欄の()内は、廃止新規件数(内数)。

注2:「指定取消数」には、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われたものを含む。

注3:業務範囲の限定等の欄において、「ガソリン限」とはガソリン自動車のみを行う事業場、「ジーゼル限」とはジーゼル自動車のみを行う事業場を示し、「ガソリン除」とはガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く業務を行う事業場、「軽油除」とは、軽油を燃料とする自動車を除く業務を行う事業場をいう。

注4:特定指定工場のうち、「一部共用」とは、検査機器等の一部を他の指定工場等と共用している事業場を、「全部共用」とは全ての検査機器等を他の指定工場等と共用している事業場をいう。

注5:「今年度末工場数の内訳」の「兼任検査員のみ事業場」欄は、同一事業者の事業場であって、他の事業場の自動車検査員が兼務している事業場数(当該事業場専任の検査員が1人でもいる事業場を除く)。

2-2自動車検査員

運輸支局等	前年度末現在数	新規選任数	辞任数	今年度末現在数		変更届出数
				うち、兼任検査員数		
徳島	823	131	114	840	41	216
香川	1,301	189	176	1,314	43	278
愛媛	1,451	224	230	1,445	17	108
高知	723	39	51	711	20	61
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
管内計	4,298	583	571	4,310	121	663

2-3監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処分件数					
			取消 ()	交付の停止	是正命令	文書警告	検査員解任命令	
徳島	219	0	0	()	0	0	3	0
香川	161	1	0	()	0	0	11	0
愛媛	315	2	0	()	2	0	7	1
高知	252	0	0	()	0	0	1	0
管内計	947	3	0	()	2	0	22	1

注:「取消」欄中の()内は、所在不明による認証取消の結果、指定の効力が失われた件数(内数)

3. 優良自動車整備事業者認定関係業務量報告(平成28年度)

3-1 認定

運輸支局等	前年度末工場数	新規認定数								廃止届出数	認定取消数	今年度末工場数	今年度末工場数の内訳								変更届出数	登録免許税納付額(千円)
		一種	二種 ()	特殊整備工場					一種				二種	特殊整備工場								
				車一	車二	電装	原動機	タイヤ						車一	車二	電装	原動機	タイヤ	計			
徳島	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	8	10	1	0	1	0	0	2	0	0.0	
香川	48	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	47	14	11	5	13	4	0	0	22	0	0.0
愛媛	39	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	38	6	15	9	6	2	0	0	17	2	0.0
高知	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2	5	4	0	1	0	0	5	0	0.0
											0									0		
											0									0		
											0									0		
											0									0		
											0									0		
管内計	119	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	117	30	41	19	19	8	0	0	46	2	0.0

注: 新規認定数欄の()内は、二種整備工場であって、工員数が4人の工場数(内数)。

3-2 監査及び処分

運輸支局等	監査件数	聴聞件数	処分件数			
			取消 ()	改善命令	文書警告	
徳島	0	0	0	()	0	0
香川	0	0	0	()	0	0
愛媛	0	0	0	()	0	0
高知	0	0	0	()	0	0
管内計	0	0	0	()	0	0

注: 「取消」欄中の()内は、所在不明による取り消し件数(内数)。

4. 自動車整備事業者数(平成28年度)

4-1 専業事業者

運輸支局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	815	8	10	813	197	4	2	199	11	0	0	11
香川	818	12	8	822	232	4	3	233	38	0	1	37
愛媛	1,223	13	21	1,215	374	1	5	370	34	0	1	33
高知	626	6	7	625	161	0	3	158	10	0	0	10
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	3,482	39	46	3,475	964	9	13	960	93	0	2	91

4-2 ディーラー

運輸支局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	23	0	0	23	23	0	0	23	7	0	0	7
香川	31	0	0	31	27	0	0	27	12	0	0	12
愛媛	38	2	1	39	31	0	0	31	7	0	0	7
高知	41	0	0	41	26	0	0	26	2	0	0	2
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	133	2	1	134	107	0	0	107	28	0	0	28

4-3 自家

運輸支局等	認 証				指 定				優 良 認 定			
	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末	前年度末	新規	廃止	今年度末
徳島	14	0	0	14	1	0	0	1	2	0	0	2
香川	40	0	1	39	8	0	0	8	0	0	0	0
愛媛	24	2	1	25	12	0	0	12	1	0	0	1
高知	24	0	0	24	3	0	0	3	0	0	0	0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
				0				0				0
計	102	2	2	102	24	0	0	24	3	0	0	3

7. 問合せ一覧 (平成29年8月1日現在)

四国運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

自動車技術安全部

〒760-0068
香川県高松市松島町1丁目17-33高松第2地方合同庁舎
【FAX】087-837-2672

管理業務調整官

【TEL】087-835-6368

自動車登録手続き等に関する事務

整備・保安課

【TEL】087-835-6369

自動車の整備事業の指導監督に関する業務

技術課

【TEL】087-835-6370

自動車の検査に関する業務

保安・環境調整官

【TEL】087-835-6372

運送事業の安全対策及び自動車の環境対策に関する業務

リコールについての相談窓口、情報提供窓口

○各運輸支局 検査整備保安担当

○四国運輸局 自動車技術安全部 技術課

○自動車の不具合情報ホットライン

フリーダイヤル 0120-744-960(年中無休・24時間)

(オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

HP: <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html>

○国土交通省 自動車局 審査・リコール課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

【TEL】03-5253-8111 【FAX】03-5253-1640

運輸支局 組織のご案内

●徳島運輸支局(応神庁舎)

〒771-1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1

- 【輸送・監査部門】 【TEL】088-641-4811
- 【登録・検査ヘルプデスク】 【TEL】050-5540-2074
- 【検査整備保安部門】 【TEL】088-641-4813
- 【FAX】088-641-4814(輸送・監査部門)
- 【FAX】088-641-4820(登録、検査整備保安部門)

●香川運輸支局

〒761-8023
香川県高松市鬼無町字佐藤20-1

- 【企画観光・輸送・監査部門】 【TEL】087-882-1357
- 【登録・検査ヘルプデスク】 【TEL】050-5540-2075
- 【検査整備保安部門】 【TEL】087-882-1355
- 【FAX】087-882-4033(企画観光・輸送・監査部門)
- 【FAX】087-882-4041(登録、検査整備保安部門)

●愛媛運輸支局

〒791-1113
愛媛県松山市森松町1070

- 【輸送・監査部門】 【TEL】089-956-1563
- 【登録・検査ヘルプデスク】 【TEL】050-5540-2076
- 【検査整備保安部門】 【TEL】089-956-1561
- 【FAX】089-957-9035(輸送・監査部門)
- 【FAX】089-969-0556(登録、検査整備保安部門)

●高知運輸支局(大津庁舎)

〒781-5103
高知県高知市大津乙1879-1

- 【輸送・監査部門】 【TEL】088-866-7311
- 【登録・検査ヘルプデスク】 【TEL】050-5540-2077
- 【検査整備保安部門】 【TEL】088-866-7313
- 【FAX】088-866-7310(輸送・監査部門)
- 【FAX】088-866-7315(登録、検査整備保安部門)

独立行政法人自動車技術総合機構 組織のご案内

●四国検査部

〒761-8023
香川県高松市鬼無町字佐藤20-1

【TEL】087-882-1372

【FAX】087-842-5075

●徳島事務所

〒771-1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1

【TEL】088-641-6465

【FAX】088-641-6476

●愛媛事務所

〒791-1113
愛媛県松山市森松町1070

【TEL】089-956-2809

【FAX】089-956-2812

●高知事務所

〒781-5103
高知県高知市大津乙1879-1

【TEL】088-804-5203

【FAX】088-804-5245

軽自動車検査協会 組織のご案内

●香川主管事務所

〒769-0103
香川県高松市国分寺町福家甲1258-18

【TEL】050-3816-3122

【FAX】087-870-6596

●徳島事務所

〒771-1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1-3

【TEL】050-3816-3123

【FAX】088-683-3646

●愛媛事務所

〒791-1112
愛媛県松山市南高井町1814-2

【TEL】050-3816-3124

【FAX】089-905-9782

●高知事務所

〒781-0270
高知県高知市長浜3106-2

【TEL】050-3816-3125

【FAX】088-837-9762

国土交通省以外のお問い合わせ先等

●公益財団法人 自動車製造物責任相談センター

〒100-0011
東京都千代田区内幸町2丁目2-3日比谷国際ビル18階
○フリーダイヤル 0120-028-222
○【FAX】03-3502-0286

●香川県消費生活センター

〒760-8570
香川県高松市番町4丁目1-10(県庁東館2F)
○【TEL】087-832-3790
○【FAX】087-861-3291
○相談専用電話087-833-0999
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)を除く毎日8:30~17:00)

●徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島県徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ(徳島県青少年センター)5階
○【TEL】088-623-0110
○【FAX】088-623-0174

●愛媛県消費生活センター

〒791-8014
愛媛県松山市山越町450番地(愛媛県男女共同参画センター1階)
○【TEL】089-926-2603
○【FAX】089-946-5539
○相談専用電話089-925-3700

●高知県消費生活センター

〒780-0935
高知県高知市旭町3丁目115 こうち男女共同参画センター ソーレ2F
○【TEL】088-824-0999
相談受付時間:9時~16時45分まで
※日曜日も相談を受け付けています。(土曜日・祝日・年末年始は休みです)
○【FAX】088-822-5619

メーカーお客様相談窓口一覧

●いすゞ自動車(株)	【TEL】0120-119-113
●スズキ(株)	【TEL】0120-40-2253
●ダイハツ工業(株)	【TEL】0800-500-0182
●トヨタ自動車(株)	【TEL】0800-700-7700
●日産自動車(株)	【TEL】0120-315-232
●UDトラックス(株)	【TEL】0120-67-2301
●日野自動車(株)	【TEL】0120-106-558
●富士重工業(株)	【TEL】0120-052-215
●本田技研工業(株)	【TEL】0120-112-010
●マツダ(株)	【TEL】0120-386-919
●三菱自動車工業(株)	【TEL】0120-324-860
●三菱ふそうトラック・バス(株)	【TEL】0120-324-230
●(株)カワサキモータースジャパン	【TEL】0120-400-819
●ヤマハ発動機(株)	【TEL】0120-090-819

その他

●日本自動車輸入組合

〒105-0014
東京都港区芝3-1-15 芝ポートビル5F
【TEL】03-5765-6811

8. 定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表

定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表

平成19年4月

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔					検査証の有効期間		備考(主な車種など)		
		3(別表3) ヵ月	3(別表4) ヵ月	6(別表5) ヵ月	1(別表6) 年	1(別表7) 年	初回	2回目以降			
運送事業用	旅客	普通・小型	○					1年	←	バス、タクシー、ハイヤー	
		軽	○					2年	←	福祉タクシー	
	貨物	車両総重量8t以上	○					1年	←	貨物運送業者のトラック(三輪車を含む)	
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←		
		車両総重量8t未満	○					2年	1年		
		車両総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年		
	霊柩	通常タイプ	○					2年	←	霊柩車	
		定員11名以上	○					1年	←	霊柩車バス形状	
レンタカー	貨物	車両総重量8t以上	○					1年	←	トラック(三輪車を含む)	
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←		
		車両総重量8t未満	○					2年	1年		
		車両総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年		
		定員11名以上	○					1年	←	マイクロバス	
		幼児専用車	○					1年	←	園児送迎車	
	乗用	普通・小型			○			2年	1年	マイカー型	
		軽			○			2年	←		
	二輪	三輪	○					2年	1年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む) 125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
		小型			○			2年	1年		
		検査対象外軽自動車			○			無	←	キャンピング車	
	特種	貨物	普通・小型	○					2年	1年	タンク車、冷凍冷蔵車
			車両総重量8t以上	○					1年	←	
			車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
			車両総重量8t未満	○					2年	1年	
		車両総重量8t未満トレーラ		○				2年	1年		
		軽			○			2年	←		
	大特	貨物	車両総重量8t以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン
			車両総重量8t未満	○					2年	1年	
		貨物	車両総重量8t以上	○					1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
車両総重量8t以上トレーラ				○				1年	←		
車両総重量8t未満			○					2年	1年		
車両総重量8t未満トレーラ				○				2年	1年		
	検査対象外軽自動車	○					無	←	そり付、カタピラ付軽自動車		
自家用自動車	貨物	車両総重量8t以上	○					1年	←	トラック(三輪車を含む)	
		車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←		
		車両総重量8t未満			○			2年	1年		
		車両総重量8t未満トレーラ			○			2年	1年		
		軽				●		2年	←		
		定員11名以上	○					1年	←	マイクロバス	
		幼児専用車			○			1年	←	園児送迎車(大人換算10名以下)	
	乗用	普通・小型				●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)	
		軽				●		3年	2年		
		三輪			○			2年	←		
	二輪	小型					●	3年	2年	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)	
		検査対象外軽自動車					●	無	←	125cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)	
	特種	貨物	普通・小型	○注1			○注2		2年	←	キャンピング車、教習車(乗用)、消防車
			車両総重量8t以上	○					1年	←	タンク車、散水車、現金輸送車、ボート・トレーラ、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
			車両総重量8t以上トレーラ		○				1年	←	
			車両総重量8t未満			○			2年	1年	
			車両総重量8t未満トレーラ			○			2年	1年	
				軽				●		2年	
		車両総重量8t以上	○					2年	←	ホイール・クレーン	
	大特	貨物	車両総重量8t以上	○					2年	←	フォーク・リフト
車両総重量8t未満			○					1年	←		
貨物		車両総重量8t以上		○				1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ	
		車両総重量8t以上トレーラ			○			1年	←		
		車両総重量8t未満			○			2年	1年		
		車両総重量8t未満トレーラ			○			2年	1年		
	検査対象外軽自動車			○			無	←	そり付、カタピラ付軽自動車		

※1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年 注1 車両総重量8t以上 注2 車両総重量8t未満